

秋田市太平山自然学習センター非常放送設備 交換修繕（事務室）仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、秋田市太平山自然学習センター非常放送設備交換修繕（事務室）に適用する。

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)までとする。

3 法令、関係規定の遵守

受注者は、修繕の施工に当たり、諸法令ならびに関連規格に従うこと。

4 提出書類

受注者は、契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。

- (1) 修繕記録写真帳 1部
- (2) 修繕完成届 1部
- (3) 使用材料の品質証明書 1部
- (4) 完成図書 1部
- (5) その他必要とする書類

5 器具および材料の管理

修繕に使用する各種器具および材料は、修繕の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は受注者の責任において行うこと。

6 事前調査

受注者は、修繕着手に先立ち現地の状況等について調査を行ったうえ、修繕をすること。

7 安全管理

受注者は、修繕の施工に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

8 工程等の打合せ

工程および作業内容等について監督員と十分打合せを行い、承認を得てから実施すること。

9 事故および機器の不具合

施工作业時又は終了後、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処理し、監督員の確認を得ること。

10 疑義

疑義のある場合は、監督員と別途協議するものとする。

秋田市太平山自然学習センター非常放送設備交換修繕（事務室）

